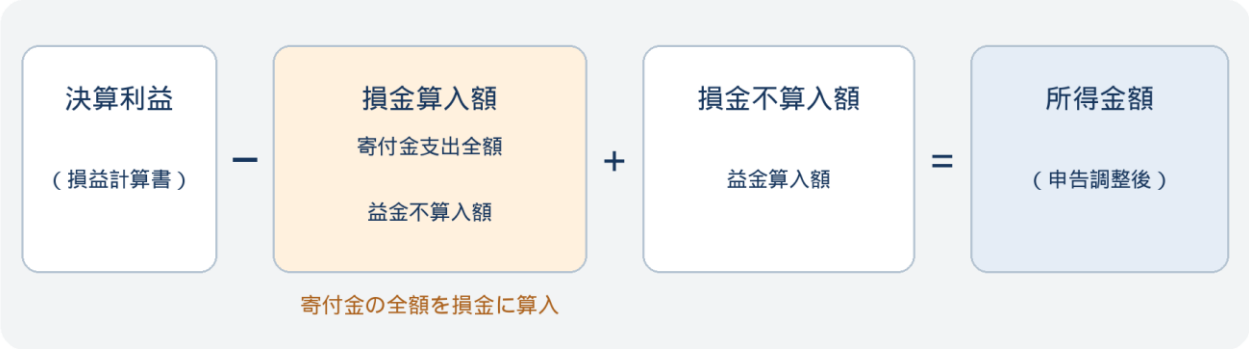
学校法人関東学院

受配者指定寄付金（全額損金が認められる寄付金）のご案内

受配者指定寄付金は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、寄付者（企業等）が日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」）を通じて、指定した学校法人へ寄付していただく制度で、寄付者に対して税制上の優遇措置（寄付金全額の損金算入）が適用されます。この制度はいつでもお申し込みいただくことができます。

Ⅰ 税制上の優遇措置

企業等の法人が支出した寄付金は、その事業年度の所得金額の計算上、全額を損金に算入することができます。確定申告に際してこの措置を受けるためには、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要です。



Ⅱ 手続きの流れ

1 寄付申込書の提出

学校法人関東学院宛ての「寄付申込書」、および私学事業団宛ての「寄付申込書」に必要事項をご記入のうえ、いずれも本学院の担当部署へご提出ください。 なお、申込書は郵送のほか、電子メールによるデータ提出も可能です。

2 寄付金のお振り込み

振込票に記載されている「学校法人関東学院」の口座へ寄付金をお振り込みください。

3 本学院から私学事業団へ送金

「寄付申込書」と「寄付金」が本学院に届き次第、本学院から私学事業団へ寄付金を送金いたします。本学院への寄付金ご入金日から入金から私学事業団への送金まで、約 3 週間を要します。

4 寄付金受領書のお届け

私学事業団への送金が完了すると、本学院に「寄付金受領書」が送られてきますので、到着次第、貴社へお送りいたします。（「寄付金受領書」が貴社に到着するまでには、通常、ご入金から 1～2 か月程度の日数を要しますので、何卒ご了承ください。）

寄付金と受領書の流れ



Ⅲ ご留意事項

・各事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。

・寄付金の受領日は、私学事業団に寄付金が入金された日となります。

・払込予定日から決算日までの期間が約１ヶ月以下となる場合は、寄付金の振込先を変更いただく場合がございますので、本学担当者まで事前にご相談くださいますようお願い申し上げます。

Ⅳ 「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」の違いについて

	特定公益増進法人に対する寄付金 （略称：「特増」）	受配者指定寄付金
概要・寄付の流れ	認定された学校法人へ 直接寄付する制度 寄付者 → 学校法人 関東学院	私学事業団を通じて 指定した学校法人へ寄付する制度 寄付者 → 私学事業団 → 学校法人 関東学院
税制上の優遇措置	一定額を所得控除（個人） または損金算入（法人）できる	寄付金の全額を 損金に算入できる
利用できる対象	個人・個人事業主・一般の法人	法人税を納付している法人 ※個人は基本的に利用できない

※特定公益増進法人とは、「公益の増進に著しく寄与する」と官庁が認定した法人を指します。

法人の区分に応じたご案内

一般の企業

基本的に税制上の優遇措置の幅が大きい「受配者指定寄付金」のご利用をおすすめしています。

公益財団法人・一般社団法人等

法人税を納付されているかをご確認ください。納付されている場合は「受配者指定寄付金」、納付されていない場合は「特増」をご案内いたします。

※法人税を納付されていない法人は、「受配者指定寄付金」の対象となりません。

お問い合わせ

学校法人 関東学院　募金・校友課

〒236-8501　横浜市金沢区六浦東 1-50-1
TEL：045-786-2685　Mail：bokin@kanto-gakuin.ac.jp